

『看聞御記』の記事は、内々の強さ（入江殿口入）を感じさせる。

訴訟制度上における伝奏の職務権限をまとめとして大略記すと、「訴状受理の窓口、披露、奉行人に訴の進行指示、時には意見諮問、意見状作成（実務）、さらに自署の伝奏奉書で決定を通知することができる」ということになるだろう。前にも述べたが、伝奏と別奉行は、訴訟処理という手続の中で、類似点が多い。しかし関与できる権限が伝奏と別奉行とは大きく異なることは前に見てきた通りである。伝奏は三位以上の公卿が任せられるものであり、自署により判決文書を作成することができた。これに比し、別奉行は自署では作成できない。担当者（右筆方奉行人）に伝えるだけである。

幕府側から見れば、王朝勢力吸収の方策として伝奏制度は有効であり、將軍権力（武家の力）を天下に誇示できるものであった。

また、寺社本所勢力の拠点となっていた南都における寺社伝奏の果たした役割も大なるものがあつた。公家のもつ伝統的な力を利用することにより、幕府開創以来、武家が立ち入ることができなかった領域にまで足を踏み入れることができたのである。公家の伝統が染みついた京都で武家が君臨できた大きな要因は公家の制度をとり込んだところにあつたと断言できよう。

## 第六節 右筆方と意見

義教期の御前沙汰における意見は、必須の条件ではなく、意見を徴るか否かは將軍の意思によつた。將軍が判断に窮したり、自己の解釈に自信が持てない時など、先学の師や法律事務官（奉行人）に意見を求めたと思われる。それは『御前落居記録』のすべてに意見が徴られているわけではないことから明らかである。この状況は、意見制確立以前の義教の御前沙汰の性格を表わしているといえよう。

『御前落居記録』七十二件中、意見諮問があつたと推定できるのは、十九件のみである。

その内訳は右筆衆から三件、評定衆から八件、評定衆＋右筆衆から二件、伝奏から二件、勘状一件、三宝院満濟から一件、評定衆＋伝奏から一件、評定衆＋納錢方から一件となる。

右の数字からもわかるように評定衆への意見諮問が最も多い。義教期において、評定は形骸化していたとはいえ、儀式としての評定始と意見諮問機関としての評定衆は存続していたと考えられる。その評定衆と併存して、政所内に右筆方があり、訴訟に対する審議と意見に携わり、意見状・判決案作成等々、この頃の訴訟関係の機関中、最も活躍した部署が右筆方であつたと推察される。

すでに笠松宏至は、先引の研究<sup>84</sup>)の中で、かかる意味の意見機関としての「評定衆と右筆衆の併存」について説かれ論を展開している。

ところで、右筆方という呼称が、文書中に顕われるのは將軍義教の頃からと言われている。

今回の論文のテーマともなっている義教期の御前沙汰手続は、審議・伺事・意見等からなるが、それらの手続に大きく関わってくるのが、右筆方とそれを構成する奉行人（右筆衆）である。

まず、訴訟判決に影響を及ぼした意見機関・右筆方について検討してみたい。構成員は意見状の末尾に署名している奉行人である。

義教の頃は、將軍諮問に対し、常時意見状を作成するには至っていない。単に意見を言上するに止まった場合もあつたと考えられる。『御前落居記録』中、意見の場で「右筆方」の文字が見えるもの、あるいは右筆方奉行人と判明するものを次に掲げると（全文ではなく、必要箇所のみ左に記す）、ニ、ホ、ヘ、ト、チになる。

① 永享二年（一四三〇）十二月十二日条

社務并奉行人、為種、貞元、秀藤等、言上仕也、此上者可被付宗貞之由被仰下訖（『御前落居記録』）

この場合は、「言上仕也」とあるから、口頭で意見を述べ意見状はなかったと判断される。

⑥ 永享四年（一四三三）九月廿九日条

任右筆方意見、為彼過怠被收公坐禅院所帯近江国愛智下庄訖（右同記録）

この条は、蜷川家文書（三二四）にも判例として見えるものである。「任右筆方意見」とあるから、「意見機関右筆方の審議の結果上程された意見に任せて判決を下す」と言っているようにとれる。要するに「ここでの意見は、右筆方総意としての意見ということになる。」

⑦ 永享二年十二月廿三日条

御定、不知行之文書相続如何、仍被訪評定衆、同奉行人等意見之処、（右同記録）

右条は、評定衆と奉行人の双方から意見を求めたものである。この条に対応する永享二年十一月九日意見状が、『日本中世法制史料集』Ⅱ（参考資料三一七）に収録されている。この意見状の意見が採用され判決が下されているのがわかる。

右の記録中に「仍被訪評定衆、同奉行人等意見処」とあるのが注目される。その理由は、この「訪」の一字から、（評定衆と右筆方の）評議の場が、別々に存在したことが推察されるからである。したがって、この十二月廿三日条の記録者・担当奉行人松田対馬守貞清は、双方を往復して意見を徴り將軍の裁下を仰いだことがわかる。この記録から評議は厳密であり、正確かつ公平であったことが窺われる。双方の言い分、法令照合、相伝文書の提示等、

この状況は太政官陣定における明法博士の職務と類似している。但し、意見状には見えない件が、この判決記録には見える。「至宮地条者……可被除之」とあり、この状況は永享期初期の意見状の性格（意見制がまだ確立されていない未発達の状態）を示すものである。

さて、次に右の④と参考資料三一七<sup>85</sup>が対応しているので、永享期初期に作成された、前述の意見状を左に記し、右筆方奉行人について検討してみよう。

意見状

一 雅楽修理亮持忠所領文書、依為甥、可譲与小笠原備前守持長否事

以叔父讓状、持長可相続之條、不可有子細、亦不可依不知行者哉、

永享二年十一月九日

加賀守 基貞

散位 貞元

民部丞 基世

大和守 貞連

加賀守 為行

中務丞 基宗

肥前守 為種

和泉守 秀定

越前守 宗秀

以上九名の審判者は、この時期における右筆方奉行人である。

また、今谷明<sup>86</sup>によると、意見状に審判している奉行人衆は、すべて御前沙汰衆であるという。さらに『御前落居記録』・『御前落居奉書』に名前の見える奉行人も御前沙汰衆であるとの定義は成立し得るとみている<sup>87</sup>。当然、私も同じ見解である。

笠松宏至は、先引の論文のなかで、右筆方の構成員について、十数人からなる集団で、御前衆とも同一ではなく引付衆より下位に位置するとみている。

① 永享三年（一四三一）十一月卅日条

仍被訪評定衆并右筆意見訖（略）雑掌所申非無其謂之由、意見皆同之間（略）（『御前落居記録』）

右の記述によると、評定衆と右筆の双方からそれぞれ意見を徴り、「意見皆同」となったことがわかる。

② 永享四年六月二日条

雖然尚以被尋下法例於右筆方之処（略）之旨言上候之間（略）（右同記録）

右②に示された記述には、法律専門官の右筆方奉行人に、「被尋下法例」とある。將軍義教から法例についての質問があったことが窺われるもので、右筆方奉行人の性格をよく表わしているといえよう。特に文中、「被相尋地頭進止之支證之処、捧至徳元年九月四日地頭請所御判備證文云々、難被許容者也 雖然尚以被尋下法例於右筆方之處（略）」のくだりは、当時の右筆方は、かつての太政官官底や官文殿を彷彿させるものである。

右にあげた①～②までの『御前落居記録』収録の史料により、右筆方が意見諮問機関であったことが判明した。

しかし、義教が意見を求めたのは、既述の伝奏・評定衆・右筆方だけではない。それを『御前落居記録』の中から抽出しただけでも、納銭方一衆（永享三年十二月廿七日条）、満濟（永享四年六月廿日条）、さらに、永享三年十二月廿七日条では、評定衆の他に検非違使庁所属の明法博士から、勘状を徴していること等が推察される。

これらの事実から、義教が多方面から意見を徴していたことは確かであり、意見制の初期状況の特色をよく示していると言えよう。

ところで、意見が幕府法の中に制度として顕われるのは文明八年（一四七六）のことである<sup>88</sup>。「一 就訴陳意見事、不存私曲、可令言上之焉」とあり、「被仰出条々」のうち一条として、奉行人の心構えに関する法令に記載されている。

これより後の同十一年<sup>89</sup>には、「一 意見事 定置式曰、各可談合仕矣」とあり、式曰を定めて談合（審議）を行なう旨が立法化されている。

現存する意見状も、明応年代頃（一四九二—一五〇一年）から増加の傾向にあることが知られている。これら一連の流れから裁判手続上における意見の占める位置が徐々に向上していることが想像される。このような歴史的な流れを逸早く捉えた笠松宏至は、先引論文の中で、意見が次第に普遍的手続として制度化され、將軍の自由な裁許を規制するようになることを見通した。

意見状は將軍御前に披露され何事（申沙汰）の場で、最終判決が下されて、落居ということになるのであるが、意見の判決への拘束性について、「意見状の公開性」とその「証拠法上の地位」という側面から検討した笠松は、「意見状の結果＝判決」なる結論を略々誤りないものとして考察した。そして次のように述べている。判決に対する意見の拘束性を考察する時、石井良助論「將軍は奉行人の意見状に束縛されることなく採決し得たが実際には、意見状の通りに裁判された」のではなく、將軍の自由な裁断を規制し束縛する拘束力を意見が持つことにより、その結果として意見＝判決なる事態を現出せしむるに至ったと。ここに言う「自由な裁断」とは、「勝手気儘な裁

断」を意味するもので、意見制の採用により將軍の下す判決に客観性を付与する結果になった。

以上のことから、意見状が裁判制度に果たす役割が大なるものであることは明らかである。次いで考えられることは、意見状作成者の責任性の問題で、公正な裁判を期して奉行人らに提出させたのが、永享三年（一四三一）十月廿八日の連署起請文<sup>90</sup>である。偶々、この起請文が伝存したことにより、当時の御前沙汰に「御前御免」になった面々の氏名を確認できる。

先引の『御前落居記録』に署名している奉行人は十三名で、すべて右筆方奉行人と思えるのだが、このうち十一名が永享三年の連署起請文にその名前が見える。この記録には名が見えず、起請文には署名が確認されるのが「公人奉行松田満秀（法名淨甫）」である。

この一件について考えられることは、「公人奉行は御前沙汰の結番からはずれるものであった<sup>91</sup>」からそのためと考えられる。

逆に先引の記録中には、その名があつて、連署起請文には見えない奉行人は、次の二名である。清和泉守秀定と中務丞基宗である。清秀定は、政所執事代を務めたこともある人物だが、永享三年七月廿日没<sup>92</sup>、『看聞日記』同年七月廿三日条<sup>93</sup>がその理由となる。

基宗は、先引の意見状や記録中にはその名が確認されるものである。「室町幕府諸職表」<sup>94</sup>によると、在職期間が永享二年〜三年とあるから、起請文、十月の時点では退官していた可能性もあるが、基宗については諱等もはっきりしない。

そして次に、この起請文が「永享三年十月十八日」に作成されていることに、何か意味があつたのかという点を案ずるに、義教の御前沙汰との関係の中で見ていくことが妥当と考える。『御前落居記録』に見える義教の認印とも思える花押が、永享三年十二月二十七日条より見えなくなること、また一方、『御前落居奉書』中の義教花押影が見えなくなるのが、永享三年十二月廿三日条からであること等から推測すると、まず第一に考えられることは、

永享三年のこの時期には、管領斯波義淳の上表問題があり、將軍や幕府重臣らが精神的に揺れた時期と思われることである。

結局、この上表問題で先引二つの史料（『御前落居記録』・『御前落居奉書』）の作成作業も中断してしまったと考えられる。（この頃の管領の様子は『満濟准后日記』永享三年九月十一日条がよく伝えている。）このような状況下、右筆方奉行人らにも動揺があったに違いなく、そういった中であって、綱紀肅正の意味もあつて義教が起請文を提出させたとも推せる。現存しているのは一通だけだが、おそらくこの時、これ以外の奉行人衆にも提出させていたと思われるが、今はもう失われてしまったのだらう。

右の連署起請文については、桑山浩然論文<sup>93</sup>）にも詳述されている。

ところで前述した通り、当時、幕政の実務部門の中樞を動かしていく重要な役割を担っていたのは右筆衆であるが、彼らは幕府官制上の身分は高いとはいえない奉行人層である。

その出自は多くの場合、かつて鎌倉幕府に仕えた法曹官僚の家の出で、飯尾・松田・斉藤・治部・清・諏訪・布施・中沢等である。こういった身分層の吏僚によって御前沙汰体制が支えられ、彼らが訴訟の審議から判決案の作成に至るまで訴訟の処理に関する全過程を実質的には運営していた。笠松宏至によると<sup>94</sup>、このような制度上の建前と実際の懸隔を埋めるために出現したのが意見制であり、意見状であつたという。

本来的には、幕府内部における上申文書であつた筈の意見状正文が、現在相当数伝来していることは、意見状が判決文書と共に勝者に交付されたことを示すもので<sup>95</sup>、「後の公驗」として性格付けられたことによつて保管され伝存するに至つたと考察している。この状況はかつて、太政官陣定における明法博士の手になる勘文を想起させるものである<sup>96</sup>。

一方また、義教期で明らかになく、応仁の乱以前の作成とされる意見状の残存数が極少なのは、前述と相反する状況を示す。つまり、意見状が、「証拠文書になり得る」という判決手続の中に占める地位を得るに至つていなか



つたということを示すものである<sup>97</sup>。

それでは、次にここで、今谷明の「右筆方が意見機関としての固有の用語ではなく、奉行人衆一般を指す用語として広く使用されていたことは疑いない」<sup>98</sup>との論考について、「右筆方」は存在したとする私の意見を付け加えておきたい<sup>99</sup>。御前沙汰体制については、すでに前節で見てきた通りであるが、その記述の中で<sup>①</sup>將軍 政所執事代 奉行人のルートと、<sup>②</sup>管領 奉行人の二つのルートを想定した。この<sup>①</sup>のルートの政所執事代をトップとしたグループの中に右筆方なる意見機関とそれを構成する右筆方衆が存在し、御前沙汰体制を主導していったと私は考えたのである。そいつった機関がなければ、とても『御前落居記録』の中に見える訴訟体制は維持できないと考えたのも一つの理由であるが、義教が正長元年五月廿六日の所信表明の中で、「仍如旧評定衆並引付頭人等被定置度也」と言っているところから、評定衆や引付に代わる何かを設置するだろうと思ったことにもよる。したがって、政所の<sup>①</sup>ルートを利用し、そこに訴訟審議の専門の場を作り、一定の有資格者を配置し実務に就かせたと考えた。それが右筆方であり、右筆方奉行人であったと思う。元来、彼らが文筆を職とした官僚であったためにこのような名が付されたと思うが、一般名詞の「右筆」もあることからの今谷明の意見と推察した。

一般的に考慮して、このような専門部局を設置しなければ迅速な裁判など期待できない。また、公正な裁判にしてみれば、今までのところ、明確な史料が発見されていないので推測になってしまうが、中世寺院組織の中にその有様をオーバーラップしてみるのも一考である。

例えば、網野善彦氏によれば、東寺における供僧の集会組織も幕府の評定制度の影響なしには考えられないとしている。供僧集会は、議事運営・訴訟決裁・文書保管等の手続をもつ整った組織であったといふ<sup>100</sup>。

つまり、東寺の寺院組織の中から、幕府制度を再考してみるという私からの提案である。『東宝記』や東寺百合文書の中に各寺僧組織毎に作成された「引付」という会議録（南北朝期から戦国期にかけての分）が伝存していることもわかっている<sup>101</sup>。

抑々、平安時代から寺院内における評定はそれぞれ独自に行なわれていた。また、高野山における集会の例などを想起すると、評定（審議・合議）といった考え方は、むしろ、中央政權側より先に寺院組織内で発生していたのではないだろうか。即ち、先行していたのは寺院の方で、その方法に倣って為政者側が政治組織の中にとり入れていったとも考えられる。評定（合議）の形式は、その時の政治に最も都合のよい形態へと形を変え採用されていたと考えられるのである。

寺社法の中にも、集会・評定が確かに存在したことを示す文言が残されている。その存在が確実と知見される条文を次に引いてみよう。

○金剛峯寺学侶評定事書高野山文書  
勸学・院書

正平廿一年（一一三六）二月十五日 学侶御評定云、

一 志富田庄百姓歎申庄家公事法事、条々尤有其謂之上者、所詮、於向後者、在家公事以下大少課役等、任往古之例、可致其沙汰事

一 近来沙汰人等中、背先規、被仕百姓於無理之条、百姓牢籠、庄家衰微基也、不依権門勢家、可被任先例、不然者、可為罪科事（略）『中世法制史料集』六、寺社法九五（）

○法隆寺段米未進評定記録応安年中以来  
法隆寺衛日記

同（応安七年）十二月八日評定云、段米未進躰事、

自今日来十日以前、不致其弁者、於学衆分者、自十一日可被止出仕、堂家者、可有出堂、於郷民者、可被取現實者也、仍記録如件、集会五師慶弁（『中世法制史料集』六、寺社法一〇一）

定置肥灰事

右、於当寺内(船伊粉河寺)、恣肥灰他所出事不可然、依之、寺内畠田疲極而、作毛不得、既得間、旁衰微此事也、大海之一

滴、九牛之一毛、不聊事、眼前支証也、而上者、於向後、不可出他所、縱雖為出作、堅停止之、若背此旨輩出来者、可処罪科者也、依衆議所定状如件、

応永十五年戊子三月廿九日 三ヶ所沙汰人(花押)、公文代衛門(花押)、預所代衛門大夫(花押)、『中世法制史料集』六 寺社法二一八)

右に引いたような寺社法が残存していることから、古くから寺院内では、評定・衆議(集会)が行なわれていたのではないかと推測される。

さて、ここで本題に戻ろう。前記の二つのルートのうち、⑧管領 奉行人のルートにおける、この奉行人が、どういった機関で実務をしていたのかを次に考えたい。これに関して、『満済准后日記』を講読している中で見付けた文言なのだが、「管領方」という呼称について検討してみたい。

満済の左の記述に注目してみよう。

① 『満済准后日記』 応永三十四年(一四二七)十一月十二日条

(略) 其次二越後国事被仰出子細在之。仍先度管領申入旨具申入間、其趣可然被思食、重可相尋管領方由被仰下了

② 『同日記』 正長元年（一四二八）七月廿五日条

（略）仍京中畏維二沙汰成條、狼藉尾露罪科難遁被思食也、仍一途可有其御沙汰旨、且可仰違管領方旨被仰也

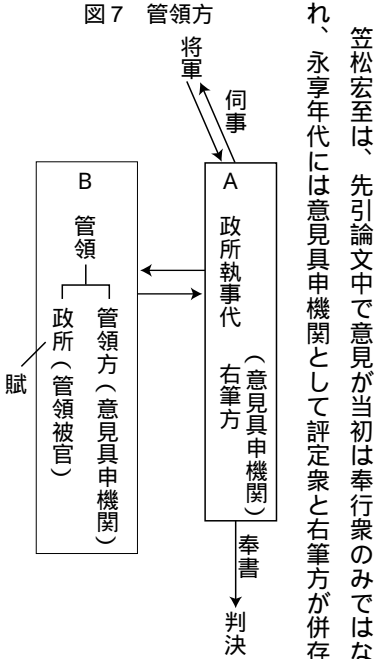
①と②の史料をみて「管領方」と呼ばれた意見審議機関があったのではないかと推測されるのである。

そこで次の図式を考えられる（但し、御前沙汰関係のみ図式化した場合である。図7参照）。

抑々、管領が設置された段階で、評定引付はその制度の中に吸収されたとされる。評定は形骸化し、引付は廃止されたという。しかし、形骸化したとはいえず、評定衆という意見具申をする集合（グループ）が存在しているからには、鎌倉幕府における評定所に替るような機関が幕府内にあってもおかしくはない。

そこで、右筆方に相対するものとして、管領方があり、この二つの機関は、併存していたと推測してみた。

即ち、Aには、右筆方という審議機関（意見具申）、Bには管領方という審議（意見）機関があったのではないだろうか。



津・波多野・二階堂・太田問注所の四氏（第七節、表2参照）は、義教からの諮問に対しどこで審議したのだろうか。また、その下で実務する奉行人らは、どこで先例を調べ、意見状を作成したのだろうか。

撰津氏等の個人の邸に集まったとも考えられるが、意見状の作成まで手がけているところを見ると、彼らは「管領方」を審議の場にしていたとも考えられる。そこで、「右筆方（右筆衆）」と「管領方（評定衆）」が併存して機能していたと推論してみた。右筆方の構成員たる右筆衆と、管領方の構成員たる評定衆という図式が想定され、笠松宏至説「評定衆と右筆方は併存した」の指摘と一致する。さらに、意見制が室町幕府訴訟制度上に登場した時期<sup>102</sup>についても、義教が將軍に就任した頃とほぼ一致する。

それでは次に、満済の日記に見える「管領方」について検討してみよう。

前期の史料①②共、何か將軍から諮問があった模様である。そしてさらに前掲②『満済准后日記』正長元年七月廿五日条には次のような記載が続く。

（略）仰旨尤候、乍去於閑所、被打候問注所力息ノ弟候ナル。彼若者共力一向所行候ケル旨承及候。堅有御切諫。御罪科事ヲ八先可被聞歟之由申入了。重仰云。凡其沙汰己被觸御聞了。雖然事ヲ若者共二相仰テ一向問注所力所行也（略）。仰旨召遊佐具申遣管領了<sup>（龜山重頼御旨）</sup>

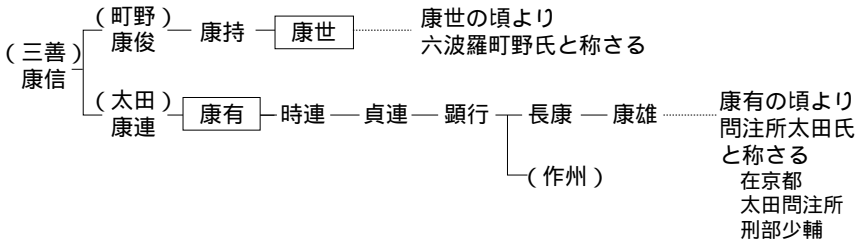
右の文中にある「問注所力息」が、評定衆の太田問注所一族に通じる可能性はある<sup>103</sup>。右の日記、七月二十五日条、閑所において喧嘩をした人物は太田問注所康雄の息と比定して間違いないであろう<sup>104</sup>（系図「問注所氏略系図」参照）。ここに管領・管領方評定衆の関係が浮かんでくる。

系図にあるように、町野・太田（太田問注所刑部少輔）は三善康信に通じる同族で、問注所の地位に就いていた家である。問注所氏については満済も日記に書留めている。

関東町野子可被召仕事、載書状申入了、（略）町野子息可被召仕事、普代問注所也、定日記等可所持歟（『満済

系図 問注所氏略系図

鎌倉幕府問注所執事・三善康信（善信）系



注 『満濟准后日記』永享6年2月22日、正長元年7月25日条、『康富記』嘉吉2年8月22日条、『花營三代記』応永30年～32年、新田一郎「問注所氏小考 太田氏を中心に」参照。

准后日記 永享六年（一四三四）二月二十一日条）

町野は普代の問注所だから、さぞかし家伝の日記等を保管しているだろうと、その家職について満濟がわざわざ記しているところも興味深い。

さらに次の中原康富の日記によって問注所を構成する人、また差配する人（管領）の様子が窺える。左の日記は、新任の管領・畠山持国の出仕始に於いての記事である。

『康富記』嘉吉二年（一四四二）八月二十二日条

問注所<sup>(町野淳康)</sup>町野子為重服、元問注所子有御免令出仕之上者、可為問注所歟之由、伺申之処、町野為重服不可然也、元問注所子太田雖有出仕、其父違<sup>(太田康雄)</sup>上意為野心之者、其子於御前可從所役之条不穩便歟、以撰津掃部<sup>(源朝)</sup>（頭人）子、為問注所代可從所役之由、管領被申之間、今日撰津子致其代云々

以上に示した満濟と康富の日記によると、永享年間初期には京都に太田氏、関東に町野氏という問注所たる二つの家が存在したことになる。しかし、日記が示すように、永享六年（一四三四）に町野氏が京都へ召喚されて以後、両家は京都に在住したと考えられる<sup>105</sup>。したがって、正長元年七月二十五日条にある若者二人は、問注所太田康雄の子息である。

ところで室町期における問注所とは如何なる職務を担当するものだったのだろうか。前述の『武政軌範』問注所沙汰篇には次のようにある。「当所者、為武家之記録所、仍古今之記録、細麁之證券等、被納置于此文庫云々（略）古者諸方賦亦為当所被奉行之云々」とあり、当該期の問注所は鎌倉時代のそれとは異なる。「古今之記録」、「證券等」を文庫に保管するのが主たる業務であったことがわかる。また、執事の仁躰については、「評定衆中被補之」とはつきり明記されている。新田一郎<sup>106</sup>は、問注所はもはや、裁判手続に關与する機構ではないこと、例えば、官途奉行・神宮頭人・評定衆の如き役職に就く頭人と称される幕府中枢官僚の一つ、人の称・「問注所氏」であると論じている。私もまったく同感である。以上で問注所氏が評定衆構成員の一人であることは判明した。しかし、ここで注意しておかなければならない点を付け加えたい。

前述の幕府評定衆や奉行人とは別に管領被官が管領に仕えていることは既に記したが、管領は被官人から成る意見具申機關を有していたのである。「管領評定衆」、「管領内意見人」と呼称されて史料中には現われる。これらは、管領被官がその任に就くものであり、幕府評定衆とはまったく別である。

管領被官人は、主人が管領に就任すると、賦奉行の例にもある如く、幕府業務にも携わった。しかし、その任にない時は、主人の領国内の業務や家司として仕えたものと思われる。勿論、領国内訴訟をも担った層である。「管領評定衆」等のあり様を次の史料に見ることができる。例として引いておこう。

③ 『看聞御記』嘉吉三年（一四四三）五月二日条

隅田知人之間、大官司職事、管領耳二被入之様可被口入之由令申、隅田八<sup>（番山持領被官）</sup>管領評定衆也。仍内々令申（略）

④ 『建内記』文安四年（一四四七）三月四日条

<sup>（管領細川勝元被官）</sup>管領内意見人等少々有所用事下国、仍只今未可始歟（略）

③と④の史料は、義教没後のものである。管領が將軍幼少または空席のため、主導権を握った時期のものであるが、義教時代においても同様に管領内意見具申機関は存在したと考えられる。それは、管領評定始が行なわれていた事実からも察せられることである。左にあげた⑤の史料は、將軍義持期の管領評定始の様子を示しているものである。同史料によると、応永二十八年七月二十九日、細川右京大夫入道道観（満元）が管領職を辞し、同年八月十八日、畠山左衛門督入道道端（満家）が管領に再任された、管領代替わりの評定始である。「騎馬五番」とあり、きらびやかな式であったことが伝わってくる。

⑤ 『花宮三代記』 応永廿八年（一四二一）十一月二日

管領評定始、（畠山満家）騎馬五番（騎次ハムネタテコシ）御所様出仕以後、三寶院へ有御成。其次管領へ御成アリテ供ノ馬共被御覽。

右の史料によると、この時、前任の管領細川満元（法名道観）も、当任管領畠山満家（法名道端）も共に出家した身である。武家は出家してもなお、政治に参画できたことを如実に示すものである。

次節では、評定衆がどのように「意見」に関わっていたのかを検討してみたい。

## 第七節 評定衆と意見

鎌倉幕府制度の原則を引き継いだ評定 引付の制度は室町時代初期には確認されるが義詮の頃には衰退する。貞治元年（一三六二）、管領制が成立、斯波義将が初代管領に就任し裁判その他諸政務機関を総轄するに至る。その結果、評定衆引付頭人の制度は形骸化したというのが、現在までのところ一般的な見方である。本節では、將軍專